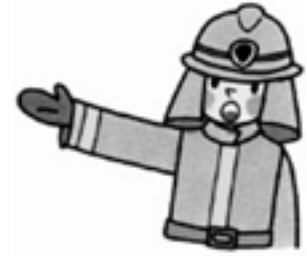


# 消防法が改正され、一般の住宅にも住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました

煙や熱をすばやく感知し、音でお知らせします。  
あなたのお住まいに安全・安心の用心棒



## ◎適用期間

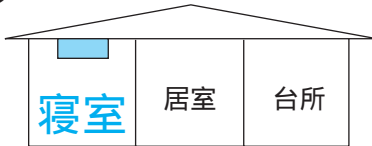
- ・新築の住宅 ⇒ 平成 18 年 6 月 1 日から設置
- ・既存の住宅 ⇒ 平成 23 年 6 月 1 日までに設置

## ◎設置場所

住宅・共同住宅（区市町営・アパート）の就寝の用に供する居室（寝室）、寝室がある階の階段などに設置します。（煙式）

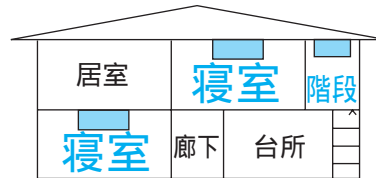
## ◎感知器の設置例

ア



設置個数：1 個

イ



設置個数：3 個

## ◎住宅用火災警報器等の販売先

電気店やホームセンター等で販売しています。

## ◎住宅用火災警報器の種類

煙式は、寝室・階段などに設置します。

熱式は、台所に設置します。



▲天井取り付けタイプ

▼壁掛けタイプ



## ◎住宅防火『いのちを守る』7つのポイント

### 3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にやめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- ⑤寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちから消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

**悪質な訪問販売等に注意！**  
消防署が住宅用火災警報器や消火器を  
販売することはありません！

●ご不明な点については、下記へお問い合わせください。

- ・大隅曾於地区消防組合 消防本部予防課 099 - 482 - 5577
- ・ " " 南部消防署 099 - 477 - 0119
- ・大崎町役場 総務課 消防交通係 099 - 476 - 1111 (内線 214)